

令和5年度茨城県被災宅地危険度判定業務調整員養成講習会 及び本部運営訓練研修会を開催

1 講習会の開催について

大地震や大雨等の災害が発生した場合において、被災宅地に対する危険度判定活動を迅速かつ的確に実施できるよう、判定活動の各所との調整役を担う被災宅地危険度判定調整員を認定するための講習会及び危険度判定実施本部運営訓練研修会を開催します。

- | | |
|------|--|
| ○日時 | 令和5年11月22日（水）午前9時30分から午後4時00分 |
| ○会場 | 茨城県庁11階 1103会議室（水戸市笠原町978-6） |
| ○講師 | 国土館大学 理工学部 橋本 隆雄 特任教授 |
| ○受講者 | 事前に申込みのあった官公庁の土木・建築等の業務従事者 22名 |
| ○内容 | 被災宅地危険度判定業務調整員を認定するための講習及び実施本部運営のための机上研修 |

2 被災宅地危険度判定制度について

（1）「被災宅地危険度判定」とは

大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、宅地の二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士が宅地の被害状況を調査し、二次災害の危険の程度（危険・要注意・調査済）の判定及び表示を行うものです。

（2）「被災宅地危険度判定士」とは

被災宅地危険度判定士は、被災地を所管する市町村又は都道府県の要請により、被災した宅地の二次被害の危険度判定を行う技術者であり、危険度判定が適正に執行できると認められ、登録された者です。

（3）「被災宅地危険度判定業務調整員」とは

被災宅地危険度判定業務調整員は、危険度判定実施本部と判定士との連絡調整、危険度判定の実施に係る判定士の指導監督、危険度判定の結果の集計等を行う技術者であり、都道府県知事等に上記の業務を適正に行うことができると認められ、登録された者です。

3 本県の状況

被災宅地危険度判定業務調整員養成講習会及び本部運営訓練研修会は、茨城県内では4度目の開催。（令和2年度から毎年開催）現在、調整員は102名登録されています。